議案第4号

札幌圏都市計画

地区計画の変更(案)

(市決定)

新川第一地区

平成28年3月 札幌市市民まちづくり局都市計画部

都市計画新川第一地区地区計画を次のように変更する。

# 1 地区計画の方針

| 名 称             | 新川第一地区地区計画  |
|-----------------|---|
| 位置              | 札幌市北区新川3条17丁目、3条18丁目、3条19丁目及び3条20丁目の各一部、<br>新川4条17丁目、4条18丁目、4条19丁目及び4条20丁目、<br>新川西1条1丁目の一部  |
| 区域              | 計画図表示のとおり   |
| 面積              | 35.6 ha   |
| 地区計画の目標         | 当地区は、本市の都心部より北西約8kmに位置し、都市計画道路「新川通」及び都市計画道路「追分通」が存する交通至便地であり、組合施行の土地区画整理事業により幹線道路沿いは工業・流通系、また、一部には周辺環境と調和した住宅系の宅地開発が行われた。   |
|                 | そこで、本計画では、当該事業の事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる環境の悪化を未然に防止し、調和のとれた良好な市街地の形成を図ることを目標とする。   |
| 区域の整備・開発及び 土 方針 | 当該土地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を次の7地区に区分し、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を図る。 1 低層専用住宅地区 関静で落ち着きのある住宅市街地が形成されるよう、戸建の専用住宅を主体とした地区とする。 2 低層一般住宅地区 専用住宅の他に小規模な店舗・事務所を兼ねる住宅等が立地できる地区とする。 3 一般住宅A地区 都市計画道路「西牧場第2号通」に面する街区であり、かつ低層住宅地にも面していることから、店舗・事務所等と住宅とが協調できる地区とする。 4 一般住宅B地区 都市計画道路「新琴似第5横通」に面する街区には、幹線道路沿いとしての沿道サービス的な土地利用や、周辺住宅地の利便性に配慮し、日用品販売店舗等の立地が図られる地区とする。 |

| 区域の整備・開発及び保 | 土地利用の方針        | 5 沿道サービス関連地区<br>都市計画道路「新川通」及び都市計画道路「新琴似第5横通」に面する街区であ<br>り、沿道サービス関連施設とともに、周辺地区の利便性の向上に資する店舗等の立<br>地が図られる地区とする。<br>6 工業業務地区<br>広域環状道路である都市計画道路「追分通」に接する地区であり、環境悪化をも<br>たらすおそれのない工業の利便の増進を図る地区とする。<br>7 流通・運輸業務地区<br>都市計画道路「新川通」に接する地区であり、その交通利便性を活用した流通・<br>運輸関連施設や沿道サービス施設等の立地を図る地区とする。   |
|-------------|----------------|--|
| 全<br>に<br>関 | 地区施設の<br>整備の方針 | 地区内の区画道路及び緑地については、当該土地区画整理事業により整備されているので、これら地区施設の機能の維持・保全を図る。  |
| する方針        | 建築物等の整備の方針     | 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。  1 住宅市街地としての環境保全と工業その他の業務機能の増進が図られるよう、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を行う。  2 一般住宅A地区にあっては、周辺住宅地との調和が図られるよう、「建築物の容積率の最高限度」を定め、さらに住環境や商業業務機能等に必要な空地の確保を図るため、「建築物の建へい率の最高限度」を定める。  3 北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地の確保及び効率的で健全な流通・運輸その他の業務機能等の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。  4 住宅地にあっては、うるおいとゆとりあるまちなみを形成するため、敷地の道路に面する部分には生け垣、樹木等の植栽による緑化が図られるよう、また商業業務地にあっては、遺路沿いに周辺と調和した適正な空地の確保を図るよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。  5 「建築物等の形態又は意匠の制限」として、落雪・たい雪のスペースを確保し、冬期間にあっても安全で良好な市街地環境を保つよう、屋根の形態の制限を定め、また低層専用住宅地区にあっては、閑静なまちなみにふさわしい景観の形成が図られるよう、広告・看板類の制限を定める。  6 宅地の緑化推進の効果を高め、緑を通じてへい越しに会話のできる開かれた明るいまちとするため、低層専用住宅地区及び低層一般住宅地区にあっては、「垣又はさくの構造の制限」として、へいの高さの制限を定める。 |
|             |                |  |

その他当該地区の

整備・開発及び保

全に関する方針

さとする。

良好な住環境を形成するため、宅地の地盤面は周囲の生活環境を損なわない高

2 地区整備計画(その1)

|         | 始       | 桥                     | 新川第一地区  |          |  |   |
|---------|---------|-----------------------|---|----------|--|---|
|         |         | 対                     | 計画図表示のとおり   |          |  |   |
|         | 垣       | 積                     | 24.3 ha   |          |  |   |
| 想       | 型型      | 名称                    | 低層専用住宅地区  | 低層一般住宅地区 | 一般住宅A地区  | 一般住宅B地区   |
| 张 牧 技   | 区分      | 面 積                   | 5. 3 ha   | 0. 4 ha  | 1. 2 ha  | 1. 2 ha   |
| 等に関する事項 |         | 建築物等の用途の制限            | 次の各号に掲げる建築物(第1号から第5号までの2以上に該当するものを除く。)及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。)又は出力の合計が 0.75km以下の原動機を使用する美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工芸の組造を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が、50㎡を超えるもの及び当該建築物の延べ面積の2分の1以上のものを除く。) が補園、保育所又は集会所(これらに管理用注宅を併設するものを含む。) 幼稚園、保育所又は集会所(これらに管理用注宅を併設するものを含む。) |          | 次の各号に掲げる建築物は、建築しては<br>ならない。<br>(1) ホテル又は旅館<br>(2) 畜舎 (床面積の合計が 15 ㎡以下のも<br>のを除く。) | 次の各号に掲げる建築物は、建築しては<br>ならない。<br>(1) ホテル又は旅館<br>(2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その<br>他これらに類するもの<br>(3) 畜舎 (床面積の合計が 15 ㎡以下のも<br>のを除く。) |
|         | 建築機率の最  | 建築物の容積率の最高限度          |   |          | 10分の10   |   |
|         | 建築物で、本の | 建築物の建ペ<br>い率の最高限<br>度 |   |          | 10分の5  |   |

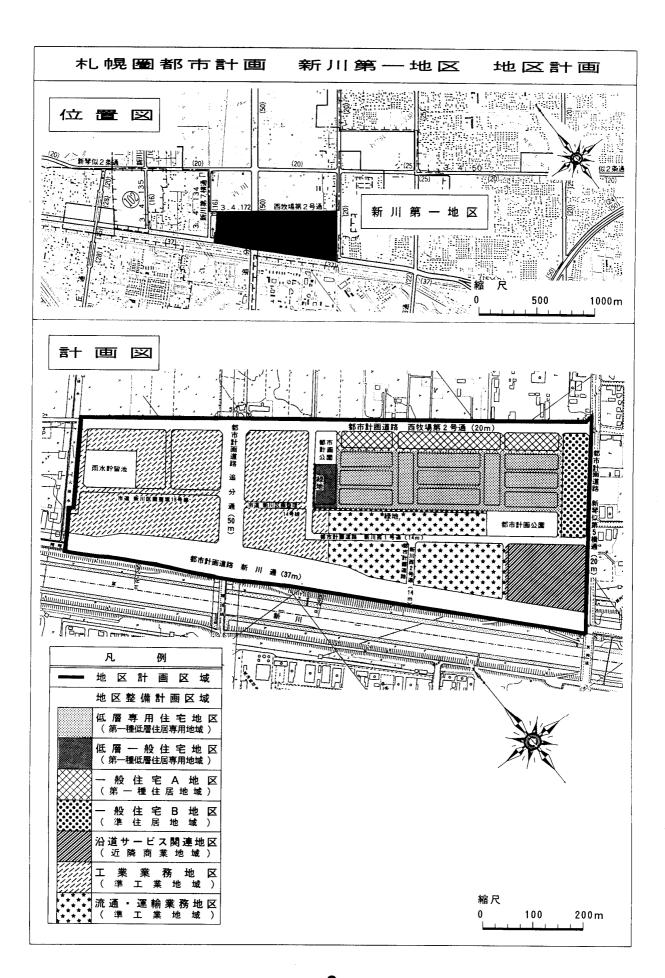
| 重     |                        | 低層専用住宅地区   | 低層一般住宅地区  | 一般住宅A地区  | 一般住宅B地区  |
|-------|------------------------|--|---|--|--|
| 発物等に  | 建築物の敷地<br>面積の最低限<br>度  | 180 m²   | 180 m²  | 180 m²   | 2 5 0 m²   |
| 関する事項 | 建築物の壁面の位置の制限           | 道路境界線 (隅切部分を除く。) から建築物の外壁又はこれに代わる柱 (以下「外壁等」という。) の面までの距離の最低限度は 1.5mとする。ただし、当該限度に満たない 距離にある建築物又は建築物の部分が次の 各号の一に該当する場合には、この限りでない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が 4 m以下であること。 | 1 3戸以上の長屋、3戸以上の共同住宅、<br>寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の<br>外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」<br>という。)の面の敷地境界線からの距離の<br>最低限度は、道路境界線(隅切部分を除<br>く。)からの距離にあっては3m、隣地境<br>界線からの距離にあっては2mとする。<br>ただし、当該限度に満たない距離にある<br>建築物又は建築物の部分が次の各号の一<br>に該当する場合には、敷地境界線から外<br>壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。<br>する。<br>(1) 車庫、物置その他これらに類する用<br>途に供し、軒の高さが2.3m以下である<br>こと。<br>(2) 外壁等の中心線の長さの合計が4<br>m以下であること。<br>2 前項に規定する用途以外の用途に供す<br>る建築物については、低層専用住宅地区<br>の規定に同じ。 | 1 都市計画道路「西牧場第2号通」の道路境界線 (開切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱 (以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は3mとする。ただし、当該限度に満たびい距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、道路境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。 (3) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。 (4) 土建限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が前項各号の一に該当りが可まである。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が前項各号の一に該当する場合には、この限りでない。 | 1 都市計画道路「西牧場第2号通」及び<br>都市計画道路「新琴似第5構通」の道路<br>境界線(隅切部分を除く。)から建築物の<br>外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」<br>という。)の面までの距離の最低限度は3<br>mとする。ただし、当該限度に満たない<br>距離にある建築物又は建築物の部分が次<br>の各号の一に該当する場合には、道路境<br>界線から外壁等の面までの距離の最低限<br>度は1mとする。<br>(1) 車庫、物置その他これらに類する用<br>途に供し、軒の高さが2.3m以下であ<br>ること。<br>(2) 外壁等の中心線の長きの合計が4<br>m以下であること。<br>(2) 外壁等の中心線の長きの合計が4<br>m以下であること。<br>(3) が壁等の中心線の長きの合計が4<br>m以下であること。<br>(4) 前項に掲げる道路以外の道路境界線<br>(隅切部分を除く。)から外壁等の面まで<br>の距離の最低限度は1.5mとする。ただ<br>し、当該限度に満たない距離にある建築<br>物又は建築物の部分が前項各号の一に該<br>当する場合には、この限りでない。 |
|       | 建築物等の形<br>態又は意匠の<br>制限 | 1 建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。 2 自己の用に供する広告物(札幌市屋外広告物祭例(平成10年条例第43号)第11条第2項第1号に規定する自家用広告物をいう。)のうち、次のいずれかに該当するものは建築物に表示し、又は築造設置してはならない。                                   | 建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。  | 建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。   | 建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。   |

|            |                 | 低層専用住宅地区  | 低層一般住宅地区                                   | 一般住宅A地区 | 一般住宅B地区 |
|------------|-----------------|---|--|---------|---------|
| 建築物等に関する事項 |                 | 板類(突出し広告、三角柱広告、立着<br>板などを含む。)で、次のアからエまで<br>のいずれかに該当するもの<br>ア 高さ (脚長を含む。)が3 mを超え<br>るもの<br>イ 一辺 (脚長を除く。)の長さが1.2<br>mを超えるもの<br>ウ 表示面積 (表示面が2以上のとき<br>は、その合計)が1㎡を超えるもの<br>エ 刺激的な色彩又は装飾を用いる<br>ことなどにより、美観風致を損なう<br>もの (2) 建築物に表示する広告、看板類で<br>前号イからエまでのいずれかに該当<br>するもの |  |         |         |
|            | 垣又はさくの<br>構造の制限 | へいの高さは1.2m以下とする。ただし、<br>生け垣はこの限りでない。  | へいの高さは1.2m以下とする。ただし、<br>生け垣はこの限りでない。       |         |         |
|            | 備考              | 用語の定義及び面積、高さ等の質定方法につ  | 用語の定義及び面積、高さ等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。 | • <     |         |

| 2       | 地区   | 整備計画  | 地区整備計画 (その2) |   |   |
|---------|--|---|--------------|---|---|
| 世       | 型<br>区   | 名称  | 沿道関連サービス地区   | 工業業務地区  | 流通・運輸業務地区   |
| ※ を 3   | 区分   | 面積  | 1. 9 ha      | 8. 4 ha   | 4.9 ha  |
| 等に関する事項 | 開発を設め、関係を表現して、関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を | 無 築 物 等 の 乗 か の 乗 の 乗 の 乗 の 乗 の 乗 の 乗 の 乗 の 乗 の |              | 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅(建築物の一部を住宅の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合き力が当家建築物の延べ面積の合き力が当家建築物の延べ面積の合き中が当家建築物の延べ面積の合き中の主力に類するもの(2) 共同住宅、著宿舎及び下宿(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(就業者のための附帯施設として建築物内に設けるもの(就業者のための附帯施設として建築物内に設ける特別を除く。) を大ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(就業者のための附帯施設として建築物内に設ける特別を除く。) ないでは、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場(7) オーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場(8) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(9) ホテル又は旅館(5) 本テルスは旅館(11) 病院(12) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第 130 条の7の3で定めるもの(4) 店舗で、次のアからエに掲げるもの以外のものする社様では一部で、大のアからエに掲げるもの以外のものする法律(昭和 149 年)第2条第3項に規定する揮発出販売事業の用に供する施設イ液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 149 年)第2条第3項に規定する指発は販売事業の用に供する施引の「対してあるもの」と営む工場内に併設する店もあるものコートの一般に表すを含む。)を営む工場内に併設する店舗を含むらものコートに表するの用途に供する部分の床面積の合きが食店で、その用途に供する部分の床面積の台割が100mによりまた。 | 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎及び下宿 (3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(就業者のための附帯施設として建築物内に設けるもの(就業者のための附帯施設として建築物内に設ける保育所・場外車券売場その他これらに類するもの (5) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所・場外車券売場その他これらに類するもの (6) ホテル又は旅館 (9) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令130条の7の3万を20他これに類する建筑を300億一次100億一次100円の3万に観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限500円以上のもの410年を300円が100円が100円が100円が100円では100円では100円では100円で100円で100円では100円で100円で |

| 麒        |                       | 沿道関連サービス地区   | 工業業務地区   | 流通・運輸業務地区  |
|----------|-----------------------|--|--|--|
| 築物等に     | 建築物の敷地<br>面積の最低限<br>度 |  |  | 1, 0 0 0 m²  |
| <u>-</u> | 建築物の壁面の位置の制限          | 道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は3mとする。                | 1 都市計画道路「追分通」の道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は3mとする。) 2 都市計画道路「新川西1号通」のうち、都市計画道路「西牧場第2号通」と市道「新川区画整理14号線」との間の部分の道路境界線(隅切部分を除く。)から外壁等の面までの距離の最低限度は6mとする。 3 都市計画道路「新川西1号通」の前項に掲げる部分以外の部分の道路境界線(隅切部分を除く。)から外壁等の面までの距離の最低限度は2mとする。 4 前各号に掲げる道路以外の道路境界線(隅切部分を除く。)から外壁等の面までの距離の最低限度は2mとする。 5 緑地との隣地境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は5mとする。 6 前項に掲げるほか、隣地境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。 6 前項に掲げるほか、隣地境界線から外壁等の面までの距離の最低 | 1 道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又は<br>これに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低<br>離の最低限度は2mとする。<br>2 緑地との隣地境界線から外壁等の面までの距離の最低<br>限度は6mとする。<br>3 前項に掲げるほか, 隣地境界線から外壁等の面までの<br>距離の最低限度は1mとする。 |
|          | 建築物等の形態又は意匠の制限        | 建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する<br>形態としてはならない。 | 建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する<br>形態としてはならない。   | 建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する<br>形態としてはならない。   |
|          | 備考                    | 用語の定義及び面積、高さ等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。                         | <u></u>  |  |

理 由 建築基準法及び同法施行令の改正に伴い、所要の規定整理を行うため、地区計画を変更するものである。



# 変更説明書(新旧対照表)

### 札幌圏都市計画新川第一地区地区計画

### 変更内容

建築基準法及び同法施行令の改正に伴い、所要の規定整理を行うため、地区計画を変更するものである。

### 1 地区整備計画

|           | 事項     | 計画                          | 内容                         |
|-----------|--------|-----------------------------|----------------------------|
|           | # FR   | 新                           | 旧                          |
| 建筑        | 地区の区分  | 工業業務地区                      | 工業業務地区                     |
| 物質        | 建築物等の用 | 次の各号に掲げる建築物は、建築し            | 次の各号に掲げる建築物は、建築し           |
| · 寺に      | 途の制限   | てはならない。                     | てはならない。                    |
| 関<br>  す  |        | (1) 住宅(建築物の一部を住宅の用          | (1) 住宅(建築物の一部を住宅の用         |
| 建築物等に関する事 |        | 途に供するもので、その用途に供す            | 途に供するもので、その用途に供す           |
| 項         |        | る部分の床面積の合計が当該建築             | る部分の床面積の合計が当該建築            |
|           |        | 物の延べ面積の合計の2分の1未             | 物の延べ面積の合計の2分の1未            |
|           |        | 満のものを除く。)                   | 満のものを除く。)                  |
|           |        | (2) 共同住宅、寄宿舎及び下宿            | (2) 共同住宅、寄宿舎及び下宿           |
|           |        | (3) 学校、図書館その他これらに類          | (3) 学校、図書館その他これらに類         |
|           |        | するもの                        | するもの                       |
|           |        | (4) 神社、寺院、教会その他これら          | (4) 神社、寺院、教会その他これら         |
|           |        | に類するもの                      | に類するもの                     |
|           |        | (5) 老人ホーム、保育所、 <u>福祉ホー</u>  | (5) 老人ホーム、保育所、 <u>身体障害</u> |
|           |        | <u>ム</u> その他これらに類するもの (就業   | <u>者福祉ホーム</u> その他これらに類す    |
|           |        | 者のための附帯施設として建築物             | るもの (就業者のための附帯施設と          |
|           |        | 内に設ける保育所を除く。)               | して建築物内に設ける保育所を除            |
|           |        | (6) 公衆浴場                    | < 。)                       |
|           |        | (7) ボーリング場、スケート場、水          | (6) 公衆浴場                   |
|           |        | 泳場、スキー場、ゴルフ練習場又は            | (7) ボーリング場、スケート場、水         |
|           |        | バッティング練習場                   | 泳場、スキー場、ゴルフ練習場又は           |
|           |        | (8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射          | バッティング練習場                  |
|           |        | 的場、勝馬投票券発売所、場外車券            | (8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射         |
|           |        | 売場その他これらに類するもの              | 的場、勝馬投票券発売所、場外車券           |
|           |        | (9) ホテル又は旅館                 | 売場その他これらに類するもの             |
|           |        | (10) 畜舎                     | (9) ホテル又は旅館                |
|           |        | (11) 病院                     | (10) 畜舎                    |
|           |        | (12) 劇場、映画館、演芸場 <u>若しくは</u> | (11) 病院                    |

観覧場又はナイトクラブその他こ れに類する建築基準法施行令第130

条の7の3で定めるもの

- (13) キャバレー、料理店その他これ らに類するもの
- (14) 店舗で、次のアからエに掲げる もの以外のもの
  - ア 揮発油等の品質の確保等に関 する法律(昭和51年法律第88号) 第2条第3項に規定する揮発油 販売事業の用に供する施設
  - イ 液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律(昭 和 42 年法律第 149 号) 第 2 条第 3項に規定する液化石油ガス販 売事業の用に供する施設
  - ウ 製造業(加工業を含む。)を営む 工場内に併設する店舗で、その用 途に供する部分の床面積の合計 が 100 m<sup>2</sup>以下であるもの
  - エ 食品製造業(食品加工業を含 む。)を営む工場内に併設する飲 食店で、その用途に供する部分の 床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下であ るもの

流通・運輸業務地区

## 建築物等の用 途の制限

地区の区分

次の各号に掲げる建築物は、建築し てはならない。

- (1) 住宅
- (2) 共同住宅、寄宿舎及び下宿
- (3) 学校、図書館その他これらに類 するもの
- (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホー <u>ム</u>その他これらに類するもの(就業 者のための附帯施設として建築物 内に設ける保育所を除く。)
- (5) マージャン屋、ぱちんこ屋,射 的場, 勝馬投票券発売所、場外車券 売場その他これらに類するもの
- (6) ホテル又は旅館

- (12) 劇場、映画館、演芸場又は観覧 場
- (13) キャバレー、料理店、ナイトク ラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの
- (14) 店舗で、次のアからエに掲げる もの以外のもの
  - ア 揮発油等の品質の確保等に関 する法律(昭和51年法律第88号) 第2条第3項に規定する揮発油 販売事業の用に供する施設
  - イ 液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律(昭 和 42 年法律第 149 号) 第 2 条第 3項に規定する液化石油ガス販 売事業の用に供する施設
  - ウ 製造業(加工業を含む。)を営む 工場内に併設する店舗で、その用 途に供する部分の床面積の合計 が 100 m 以下であるもの
  - エ 食品製造業(食品加工業を含 む。)を営む工場内に併設する飲 食店で、その用途に供する部分の 床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下であ るもの

流通・運輸業務地区

次の各号に掲げる建築物は、建築し てはならない。

- (1) 住宅
- (2) 共同住宅、寄宿舎及び下宿
- (3) 学校、図書館その他これらに類 するもの
- (4) 老人ホーム、保育所、身体障害 者福祉ホームその他これらに類す るもの (就業者のための附帯施設と して建築物内に設ける保育所を除 < 。)
- (5) マージャン屋、ぱちんこ屋,射 的場, 勝馬投票券発売所、場外車券 売場その他これらに類するもの

- (7) 畜舎
- (8) 病院
- (9) 劇場、映画館、演芸場<u>若しくは</u> 観覧場<u>又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令130条の7の3で定めるものの用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が200㎡以上のもの</u>
- (10) キャバレー、料理店その他これ らに類するもの
- (11) 工場(流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条第1項第7号,第8号及び第10号並びに同法施行令(昭和42年政令第3号)第4条第1号に掲げるものを除く。)

- (6) ホテル又は旅館
- (7) 畜舎
- (8) 病院
- (9) 劇場、映画館、演芸場<u>又は</u>観覧 場<u>のうち客席の部分</u>の床面積の合 計が 200 m<sup>3</sup>以上のもの
- (10) キャバレー、料理店<u>、ナイトクラブ、ダンスホール</u>その他これらに 類するもの
- (11) 工場(流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条第1項第7号,第8号及び第10号並びに同法施行令(昭和42年政令第3号)第4条第1号に掲げるものを除く。)